

19年度から

住民税が変わります

地方公共団体が自主的に財源を確保し、住民により身近で効率的なサービスを提供できるよう、国の所得税から地方の住民税(市・県民税)へ3兆円の税源移譲が行われます。これに伴い19年度から住民税は増えますが、所得税の最低税率の引き下げ等により原則個人の税負担は変わりません。

住民税の税率が10%に統一

住民税の税率が10パーセント(県4パーセント・市6パーセント)に統一され、所得税の税率構造が改正されます(表1)。課税所得が200万円以下の方は、住民税が約2倍に(所得税は半額になります)(所得税は半額になります)

一方、所得税の最低税率を引き下げる他、所要の調整を行ないますので、税源移譲の前後で住民税と所得税の合計税額は、極力変わらないようになっています(表2)。

税率が10パーセントに統一されることから19年度の課税所得金額が18年度と同じ200万円以下であっても、19年度は約2倍の住民税額となります。一方で、19年分の所得税は約半額になります。課税所得≠総所得金額 所得控除額 住民税と所得税の合計負担額は変わりません 税源移譲に伴う住民税と所得税の税率の改正は、皆さんに税負担の増加を求めるものではありません。住民税の最低税率を引き上げ

表1 税源移譲後の所得税・個人住民税の税率

	現行		改正	
	課税所得	税率	課税所得	税率
個人住民税	200万円以下	5% (3%)	一律	10% (6%)
	200万円超~700万円	10% (8%)		
	700万円超	13% (10%)		
所得税	330万円以下	10%	195万円以下	5%
	330万円超~900万円	20%	195万円超~330万円	10%
	900万円超~1,800万円	30%	330万円超~695万円	20%
	1,800万円超	37%	695万円超~900万円	23%
			900万円超~1,800万円	33%
		1,800万円超	40%	

分離課税の譲渡所得を除く。()内は市民税分。住民税は19年度(18年1月~12月分所得)、所得税は19年分(19年1月~12月所得)から適用

表2 税源移譲前と移譲後の所得税と個人住民税

税源移譲により住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の税負担は変わりません。

移譲前 (18年度)	住民税	所得税
移譲後 (19年度)	住民税	所得税

夫婦+子ども2人 子ども1人が特定扶養親族(16~22歳)・妻収入なし

給与収入	現行(単位:円)			改正(単位:円)			増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0円

年金収入のみの夫婦 とともに65歳・妻収入なし

公的年金収入	現行(単位:円)			改正(単位:円)			増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
200万円	0	0	0	0	0	0	0円
250万円	29,000	19,500	48,500	14,500	34,000	48,500	0円
300万円	74,000	42,000	116,000	37,000	79,000	116,000	0円
350万円	114,000	62,000	176,000	57,000	119,000	176,000	0円

一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています(住民税減額措置のための調整控除を行っています)。住民税の均等割は含まれていません。定率減税は廃止されるため計算に含みません。

表3 調整控除の計算例 課税所得金額が200万円以下(給与収入300万円)の場合 (単位:円)

	給与収入(給与所得)	区分	控除額			税率	調整控除前税額	調整控除額	税額
			人的控除額	社会保険料控除額	課税所得金額				
独身者	3,000,000 (1,920,000)	現行	所得税	380,000	300,000	1,240,000	10%	124,000	124,000
			住民税	330,000	300,000	1,290,000	5%	64,500	64,500
		差額	50,000					合計188,500	合計188,500
		改正	所得税	380,000	300,000	1,240,000	5%	62,000	62,000
住民税	330,000	300,000	1,290,000	10%	129,000	2,500	126,500		
差額	50,000(A)					合計191,000	合計188,500		
夫婦と子2人	3,000,000 (1,920,000)	現行	所得税	1,770,000	300,000	0	10%	0	0
			住民税	1,440,000	300,000	180,000	5%	9,000	9,000
		差額	330,000					合計 9,000	合計 9,000
		改正	所得税	1,770,000	300,000	0	5%	0	0
住民税	1,440,000	300,000	180,000	10%	18,000	9,000	9,000		
差額	330,000(A)					合計 18,000	合計 9,000		

独身者の場合

- ・所得税と住民税の税率改正に伴い、その合計税額(調整控除前税額)に2,500円の増額が生じる。
- ・従って、個人住民税の調整控除として、(人的控除の差額)Aと(課税所得金額)Bの小さい額の5%を控除する。(計算式) 50,000円 < 1,290,000円 50,000円×5% = 2,500円

夫婦と子2人の場合

- ・所得税と住民税の税率改正に伴い、その合計税額(調整控除前税額)に9,000円の増額が生じる。
- ・従って、個人住民税の調整控除として、(人的控除の差額)Aと(課税所得金額)Bの小さい額の5%を控除する。(計算式) 330,000円 > 180,000円 180,000円×5% = 9,000円

基礎控除・配偶者控除などの人的控除の差額を調整

住民税減額措置のための調整控除の創設

住民税と所得税では、基礎控除や配偶者控除などの人的控除に差があります(表4)。したがって、同じ収入金額でも住民税の課税所得は所得税よりも多くなり、住民税の税率を5パーセントから10パーセントに引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまうこととなります。そこで、個々の納税者の税負担が変わらないように、住民税において人的控除の差による負担増を減額調整するための調整控除が創設されます(表3)。



問合せ
市民税課
☎436-2214

表4 所得税と住民税の人的控除額(例)

区分	所得税	住民税	控除額の差
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
扶養控除	38万円	33万円	5万円
特定扶養控除	63万円	45万円	18万円

定率控除(減税)が廃止に

19年度から

定率減税は、11年度の税制改正で暫定的な特例措置として導入されました。これは、当時の停滞した経済状況に対応したもので、19年度からは、状況の改善等を踏まえ、廃止されることになりました。

18年度は、市・県民税の所得割額の7.5パーセント(2万円を限度)が税額から控除されていましたが、19年度から廃止されます。

また、所得税は、税額の10パーセント(12万5千円を限度)が税額控除されていましたが、19年分から廃止されます。

20年度から

今回の税制改正で新たに創設された、住宅ローン控除や、地震保険料控除は、20年度から適用されます。

住民税における住宅ローン控除の創設

住宅ローン控除は、所得税だけの制度でしたが、所得税だけの制度でしたが、所得税率の改正により、所得税額が減少する結果、控除額が所得税から控除しきれなくなったり、税制改正前より、控除しきれない額が大きくなったりするといったような影響が生じます。

このため、すでに適用されている人には、税負担の変動が生じないように、改正前の所得税額において控除できた額と同等の負担減とする住民税の減額措置を実施します(右下図)。

【内容】11年から18年までの居住者について、市長に住民税減額申請書を提出した上(税務署長を経由して提出した場合を含む)、改正による影響額を翌年度の住民税の所得割の額から控除します。

地震保険料控除の創設

20年度から28年度まで適用(住民税減額申請書の提出方法など詳細は、決定次第お知らせします)

既存の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されました。

【内容】地震等の損害で生じた損失の額をてん補する保険契約等で保険料の2分の1(2万5千円を限度)を総所得金額等から控除するものです(下図)。

なお、一部経過措置を残すものの既存の短期損害保険料控除は廃止されます。

【経過措置】18年12月31日までに契約した長期損害保険については、従前どおり損害保険料控除を適用できます。(最大1万円。ただし地震保険料控除と併用する場合は合わせて最大2万5千円)

改正前(損害保険料控除)

支払った損害保険料の額に応じた一定の金額を所得控除

〔控除限度額〕

長期損害保険：1万円(所得税：1万5千円)

短期損害保険：2千円(所得税：3千円)

ただし長期と短期を合わせて最大：1万円(所得税：1万5千円)

(注)「長期損害保険」とは、保険期間が10年以上で満期返戻金の支払いがあるものをいい、「短期損害保険」とはそれ以外のものをいう。

改正後(地震保険料控除)

(平成20年度から適用)

支払った地震保険料の1/2の額を所得控除

所得税は地震保険料の支払い額を控除

〔控除限度額〕

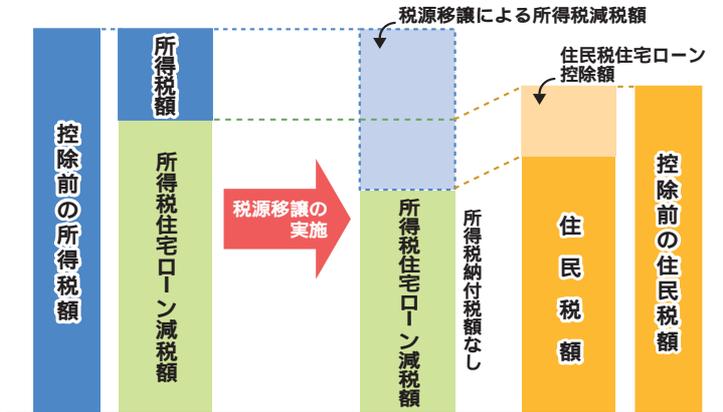
2万5千円(所得税：5万円)

経過措置として、平成18年末までに契約した長期損害保険に係る保険料については、従前どおり損害保険料控除を適用できる。

税源移譲による住宅ローン減税への影響

【税源移譲前】平成18年分

【税源移譲後】平成19年分以降



税額を計算してみましょう

それでは、実際に住民税額を計算してみましょう。各種控除などについては、詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

税源移譲後の住民税計算例

分離課税及び税額控除を除きます
概算の税額を計算しています

区分	夫婦+子ども2人 (子1人は特定扶養親族)	年金収入のみの夫婦 (ともに65歳・妻収入なし)	あなた
A 給与収入	5,000,000 円	円	円
A 公的年金収入	円	3,000,000 円	円
B 給与所得控除 ¹	1,540,000 円	円	円
B 公的年金所得控除 ²	円	1,200,000 円	円
C その他の所得	円	円	円
合計所得 (A - B) + C	3,460,000 円	1,800,000 円	円
D 社会保険料控除 ³	500,000 円	300,000 円	円
E 配偶者控除 ³	330,000 円	330,000 円	円
F 扶養控除 ³	780,000 円	円	円
G 障害者控除 ³	円	円	円
H その他の控除	円	円	円
I 基礎控除	330,000 円	330,000 円	330,000 円
控除合計(D - I)	1,940,000 円	960,000 円	円
課税所得(-)	1,520,000 円	840,000 円	円
調整控除前の税額 (×税率10%)	152,000 円	84,000 円	円
調整控除額	16,500 円	5,000 円	円
所得割額(-)	135,500 円	79,000 円	円
均等割額	4,000 円	4,000 円	円
年税額(+)	139,500 円	83,000 円	円

1 給与所得控除の計算

A 給与収入	B 給与所得控除額
180万円以下	A × 0.4 (最低控除額65万円)
180万円超～360万円	(A - 180万円) × 0.3 + 72万円
360万円超～660万円	(A - 360万円) × 0.2 + 126万円
660万円超～1000万円	(A - 660万円) × 0.1 + 186万円
1000万円超	(A - 1000万円) × 0.05 + 220万円

2 公的年金所得控除の計算

A 公的年金収入金額	B 公的年金所得控除額
330万円以下	120万円
330万円超～410万円	A × 0.25 + 375,000円
410万円超～770万円	A × 0.15 + 785,000円
770万円超	A × 0.05 + 1,555,000円
130万円以下	70万円
130万円超～410万円	A × 0.25 + 375,000円
410万円超～770万円	A × 0.15 + 785,000円
770万円超	A × 0.05 + 1,555,000円

昭和17年1月1日以前に生まれた人(19年度課税)

3 各種控除一覧

社会保険料控除	国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、社会保険料などの支払額
配偶者控除	同一生計の配偶者の合計所得金額が38万円以下 70歳未満⇒33万円 70歳以上⇒38万円
扶養控除	同一生計の親族の合計所得金額が38万円以下 一般⇒33万円(56万円) ()内は特別障害者で同居の場合 特定扶養(16歳以上23歳未満)⇒45万円(68万円) 老人(70歳以上)で同居の場合⇒45万円(68万円) 非同居の場合⇒38万円(61万円)
障害者控除	26万円(特別障害者は30万円)